

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「申請者氏名.....<sup>㊦</sup>」を「申請者氏名.....  
.....」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。